

ポイントカード規約

第1条 (規約の目的と用語の定義)

静岡鉄道株式会社が運営するしずてつカード事務局(以下「事務局」という)の定めるポイントカード規約(以下「本規約」という)はルルカポイントカードおよびルルカパサールカードならびにLuLuCa+(ルルカプラス)/JCBカード会員特約(以下「ルルカプラス特約」という)に定める LuLuCa+(ルルカプラス)カード(以下「提携カード」という)ならびにLuLuCa パレット/VISAカード会員特約(以下「ルルカパレット特約」という)に定める LuLuCa パレットカード(以下「提携カード」という)に共通してお客様に提供するルルカポイントサービス(以下「ポイントサービス」という)の内容および利用条件を定め、お客様のご利用促進を図ることを目的としております。また、ルルカポイントカードとルルカパサールカードを総称して以下「カード」と表記しております。

第2条 (会員資格)

本規約を承認のうえ入会を申込み、事務局が認めた方をルルカポイント会員とし、ルルカポイントカードを貸与します。(2017年発行停止)また、本規約およびしずてつジャストライン株式会社が定めるICカード乗車券取扱規則とLuLuCa 電子マネー取扱規則を承認のうえ入会を申込み、事務局およびしずてつジャストライン株式会社が認めた方をルルカパサール会員とし、ルルカパサールカードを貸与します。また、ルルカポイント会員およびルルカパサール会員ともに、小学生以下の方の入会には保護者の同意が必要となります。この両会員を総称し、以下「会員」とします。ルルカプラス特約、ルルカパレット特約に定める会員を以下「提携カード会員」とします。

第3条 (手続き)

1. ルルカパサールカードはICカード乗車券取扱規則の定めに基づき、その取扱窓口にて申込用紙に必要事項をご記入いただき、デポジット(預り金)500円を保証金としてお支払いいただければ即時発行致します。
2. カードおよび提携カードは、会員および提携カード会員ご本人しかご利用になれません。

第4条 (カード代金およびその他の費用)

1. ルルカポイントカードは無料貸与とし、年会費等の通常ご利用についての費用は一切かかりません。
2. ルルカパサールカードは本規約第3条1項に定める他、年会費等の通常ご利用についての費用は一切かかりません。
3. ルルカプラスカードは、LuLuCa+(ルルカプラス)/JCBカード会員特約第6条に定めるところによります。
4. ルルカパレットカードは、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員特約に定めるところによります。

第5条 (カードおよび提携カードの利用)

ご精算の前にカードおよび提携カードのご呈示をお願いします。事前にカードおよび提携カードをご呈示いただければ、ルルカ加盟店でショッピング・飲食その他でご利用の際にポイントサービスが受けられます。現金・クレジットカード・電子マネー・バーコード・商品券等でお支払いでもポイントサービスは受けられます。なお、一部ポイントサービスの除外店舗・除外商品があります。

第6条 (カードおよび提携カードの特典等)

ルルカ加盟店においてご利用金額などに応じて各ルルカ加盟店が定めるポイントサービスを提供します。ポイントは500ポイント単位でポイントギフト券とお引き換え致します。また、対象のルルカ加盟店において1ポイントを1円(税込)相当として購入代金のお支払いにご利用いただくことができます。その他に、ルルカ加盟店が企画する各種のサービスが受けられます。

第7条 (提携カードの特典等)

1. ルルカ加盟店においてルルカプラス特約に定める提携カードならびにルルカパレット特約に定める提携カードで「提携カード会員」がクレジット決済した場合は本規約第6条に定めるポイントに加え、110円(税込)ご利用毎に1ポイント付与します。またルルカ加盟店以外において提携カードでクレジット決済した場合は、220円(税込)ご利用毎にポイント付与します。なお、一部のルルカ加盟店においてポイントサービスの内容が異なる場合や、今後変更する場合があります。
2. 提携カードのポイント付与対象とする提携カード利用代金(提携カードにより信用販売を受ける商品・役務の購入金額)には、キャッシングサービス・各種ローン・クレジットカード発行会社の年会費・保険掛金その他クレジットカード発行会社が定めるものは含まないものとします。
3. ポイントは、毎月15日にクレジットカード発行会社所定の方法によって締め切られた提携カード利用代金に応じて、所定日に提携カード会員に付与されるものとします。
4. 提携カードの会員は、クレジットカード発行会社の提供するその他のポイントサービスの特典を同時には受けられないものとします。

第8条 (ポイント残高照会と取り扱い)

1. ポイントの残高照会は、ポイント残高照会対応レジスター、ポイントギフト券発券機で行うことができます。
2. 不正行為や商品の返品・返金に応じてポイントが取り消される場合がございます。その際、ポイント残高が取消ポイント数を下回る場合には、ポイント残高がマイナスになる場合があります。

第9条 (ポイントの有効期限)

ポイント付与日の該当する年度末(年度の末日は3月31日とする)から2年間を経過したポイントは無効となりますので、有効期限内にポイント利用していただくか、ポイントギフト券とお引き換えいただきますようお願いいたします。なお、ポイントギフト券はお引き換え後1年間有効となります。

第10条 (ポイントの貸借)

1. ポイントの貸借および複数レシートの合算は一切行いません。
2. 会員の家族への贈与も一切行いません。

第11条 (カードおよび提携カードの再発行)

1. 再発行とは使用中のカードをお客様の過失による紛失・盗難・破損・故障等の理由により、同種類のカードを新たに発行することを言います。
2. 再発行は会員ご本人の確認が出来しだい、以下の手数料をいただき行ないます。
 - (1) ルルカパサールカードは 200 円(税込)いただきます。
 - (2) ルルカプラスおよびルルカパレットはクレジットカード発行会社が定める手数料をいただきます。
 - (3) 上記(1)(2)の場合お客様番号は変更になりますが、ポイントは継続されます。なおルルカパサールカードおよびルルカプラスカードは別途 IC カード乗車券取扱規則に定める手数料が必要となります。
3. 第 11 条 2 項各号の規定において事務局がお客様に過失が無いと認めた場合およびポイントを継続しない場合は、再発行手数料は 0 円となります。この場合もクレジットカード会社が定める再発行手数料はクレジットカード会社が定める基準に拠ります。

第 12 条 (カードおよび提携カードの切替発行)

1. 切替発行とは使用中のカードとは異なる種類のカードを新たに発行することを言います。切替発行後は使用中のカードの取扱は停止いたします。
2. 切替発行は会員ご本人の確認が出来しだい、以下の手数料をいただき行ないます。
 - (1) ルルカポイントカードから他のカードへの切替発行は 0 円となります。
 - (2) ルルカパサールカードからルルカポイントカードへの切替発行は 200 円(税込)、ルルカプラスおよびルルカパレットへの切替発行は 0 円となります。
 - (3) ルルカプラスおよびルルカパレットから他のカードへの切替発行は 200 円(税込)いただきます。
 - (4) ルルカプラスとルルカパレット間の切替発行は 0 円となります。
 - (5) 第 12 条 1 項 2 項各号の場合お客様番号は変更になりますが、ポイントは継続されます。ポイントを継続しない場合およびカード事務局が認めた場合は切替発行手数料は 0 円となります。なおルルカパサールカードおよびルルカプラスカードは別途 IC カード乗車券取扱規則に定める手数料が必要となります。

第 13 条 (カードおよび提携カードが紛失および盗難にあった場合)

カードおよび提携カードが紛失および盗難にあった場合速やかに事務局までご連絡願います。

第 14 条 (カードおよび提携カードの無効による回収)

カードおよび提携カードを不正に使用した場合または使用しようとした場合は、カードおよび提携カードを無効として回収します。カードおよび提携カードを無効として回収する場合は、付与されたポイントおよび他の機能を制限し、強制退会の手続きをとる場合があります。

第 15 条 (会員の退会)

退会を希望される場合は、会員および提携カード会員ご本人が事務局へ連絡をし、所定の手続きをお願い致します。事務局の連絡先は本規約の最後部に記します。

第 16 条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員および提携カード会員ご本人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 会員および提携カード会員ご本人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 事務局または提携カード発行会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局または提携カード発行会社の信用を毀損し、または事務局または提携カード発行会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前号に準ずる行為
3. 会員および提携カード会員ご本人が、第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規程に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員および提携カード会員ご本人との取引を継続することがある場合には、事務局および提携カード発行会社が、第 14 条と同様の措置をとることを承諾いただきます。

第 17 条 (個人情報の取扱い)

個人情報につきましては、細心の注意を払って取り扱い、会員および提携カード会員ご本人の同意なしに第三者に提供は致しません。なお、利用目的は【会員および提携カード会員個人情報の利用目的】に記載しております。

第 18 条 (個人情報の開示)

会員および提携カード会員ご本人は、事務局および提携カード発行者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

第 19 条 (本規約の追加、変更について)

本規約の内容は、都合により予告なしに追加、変更することがあります。告知については本規約の追加、変更と同時に LuLuCa ホームページで行います。 <https://www.shizutetsu-luluca.com/>

<会員および提携カード会員個人情報の利用目的>

1. ルルカ加盟店におけるポイントサービスおよび、ご購入品等のアフターサービスのために利用します。
 2. ルルカ加盟店および静鉄グループ会社ならびにルルカ協力店における各種情報(キャンペーン、商品、サービス等)に関するお知らせのために利用します。
 3. ルルカ加盟店および静鉄グループ会社ならびにルルカ協力店において店舗・商品等の企画、開発、サービス向上等における情報収集(アンケート等)のために利用します。
 4. 当社、当社グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン・セミナー等に関する情報のお知らせその他の企業PR(※当社が取得したサービス利用実績、購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン・セミナー等に関する情報のお知らせその他の企業PRを行う場合を含む)のために利用します。
 5. 本利用目的に記載のない事項についても、静岡鉄道株式会社のプライバシーポリシーに準じ利用する場合がございます。
 6. 上記1～5において利用する個人情報の項目は以下の通りです。
氏名・性別・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・購買履歴
- ※なお、ご案内等を送付または送信する際に必要な情報を委託先に委託することがあります。

〈お問い合わせ窓口〉

本規約および個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。

しずてつカード事務局

〒420-8510

静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

TEL054-254-4118

〈静鉄グループ会社〉

静鉄グループ会社については以下の URL をご参照ください。

<https://www.shizutetsu.co.jp>